

平成27年6月17日(水曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第4号

平成27年6月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第8号から議案第13号まで

(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第1号から議員提出議案第3号まで

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程第1号

平成27年6月17日 9時00分 開議

日程第1 議案第14号から議案第16号まで

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

●議員から提出された議案

- 議案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
議案第 2 号 黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について
議案第 3 号 黒潮町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

●町長から提出された議案

- 議案第 14 号 黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 15 号 黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 16 号 平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について

議 事 の 経 過

平成27年6月17日
午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

小松孝年君。

13番（小松孝年君）

おはようございます。

最終日の朝一ということでさわやかに終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

この6月議会で私の一般質問は、地方版総合戦略の策定についてと、それから観光戦略についての2点についてです。

まずは、質問事項1の地方版総合戦略の策定についてですが、地方創生については前回の3月議会でも質問に挙げておりました。前回は、国の支援をどう活用するかという内容と、それから黒潮町の人口減少問題について。また、地域特性を生かした観光戦略。高齢者、若者が生き生きと暮らせる仕組みづくりといった内容でしたが、今回は前回の3月にはまだ決まっていなかった策定のプロセスについてお尋ね致します。

質問の要旨では、策定プロセスの中で、まち・ひと・しごと創生をいかに効果的、効率的に推進していくために、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要であることから、地方版総合戦略は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア。こういったものが産官学金労言と言われます。等で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要というふうに内閣府の地方創生室の地方版総合戦略のための手引きというのがありますが、それから引用してるわけですが、

この中で、今日お聞きしようと思ったのは、次の策定委員は決まったか。また、そのメンバーの構成人員の役割、目的について問うというようになっていますけれども、これいつものパターンで、私が一般質問に挙げると先手を取られて答えを出されております。この策定委員は決まったかいうたら、もう決まったみたいですね。もう決まったで終わるかもしれません。

それから、そのメンバーの構成委員の役割。これもこの議会前の全員協議会で資料を配ってもらって、そのへんもいろいろ書いておりました。これも、あれを見たら分かりますと言われたら終わります。ですが、まあそういうわけにはいきませんので、いろいろと話していきます。

1 問目はですね、この要旨のとおりでいきたいと思いますが、我々議会の中では、この議会の中でも、一般質問の答弁の中でもいろいろと聞きたかった内容もぼろぼろと出てきました。しかし、今あのケーブルテレビ見てくれている人なんかもあります。住民の方々に。そういった内容はその資料が配られてませんので分からないと思いますので、その点について1問目、要旨についてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは小松議員の一般質問、地方版総合戦略の策定についてというご質問にお答えを致します。

質問要旨が大変詳しくまとめられてございますので、ご答弁の方は要旨に沿って簡単明瞭（めいりょう）にお答えをさせていただきます。

まず、策定委員は決まったかについてお答えを致します。

この黒潮町版総合戦略の策定委員は全体を3部構成で組織しておりまして、策定委員会、策定部会および作業部会の3つでございます。このうち、策定委員会と策定部会は広く町民の意見を反映させた計画作りの推進を目的としてございまして、産官学金労言といった地域のさまざま分野の方々に参加を願い、策定委員会は28名、策定部会は38名でございます。また、作業部会は、策定部会が企画立案や調査研究を進める中で必要に応じて招集される組織として、役場内の係長クラスの職員16名で構成をしてございます。

次に、それぞれの組織の役割と目的についてお答えを致します。

まず、策定委員会の役割でございます。

総合戦略策定の承認機関として計画の方向性や具体案を検討するとともに、施策の検証も行い、広く町民の意見を反映させた計画作りを推進する目的を持ってございます。

次に、策定部会は総合戦略の中の4つの基本目標ごとにそれぞれの分野で企画、立案を行う実行組織でございまして、総合戦略の策定に係る調査検討および企画立案を行う大変重要な役割を担ってございます。

そして、作業部会は策定部会の補助組織という目的で、企画立案に必要とされる調査研究や課題の抽出といった素案の検討と提案を行う役割を担ってございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

そういった内容で策定委員会、それから策定部会、それから作業部会。この3つの会から成り立っているということをお聞きしました。

この中でですね、この地方総合戦略というのはですね、の策定に当たってのこの委員会。これは先ほどの要旨の中でもありましたけれども、この委員会はですね、その方向性や具体案について審議、検討する場ということだと思いますけれども。ということは、ある程度の方向性とかが決まっていて、そしてこの委員会のメンバーを選ばれたんじゃないかと思えますけれども。

このメンバーを選ぶに当たってですね、どういった目的で選考したのかということをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

小松議員の再質問にお答えを致します。

メンバーの選定といいますのも、産官学金労言、それぞれの組織から公平な意見というのも抽出して創生の計画作りに活かしていきたいという狙いがございます。これまでは、どちらかといいますと行政主導で全体の計画を作ってきたきらいがございます。

地方創生の流れというのは、地域住民の考え方を計画に活かしていくといった狙いもございまして、各自治体では国の基本方針に沿ったような形で基本目標を定めて、計画の策定に当たるようなこととしてございます。

そして、策定委員会は全体の方向性を決める組織でございます、1回目を、会を開催致しまして、会の会長を町長と致しまして会合を致しまして、現在進めているところでございます。

一方、策定部会の中の作業部会でございます。係長級で構成されるという組織でございますけれども、藤本議員の一般質問にもお答えを致しましたように、現在、創生の4つの基本目標ごとに事業の抽出、洗い出しをやっている最中でございます。そういった一定の作業がまとまった段階で全体の方向性というものもまたもう一度決まってこようかと思っております。そうしたまとめをこの6月中にはまとめていきたいと、そのように考えているところでございまして、追ってまた皆さんへも、そして議会の方にもまたその骨子を表明できようかと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

今、言おうかと思いつたところですけども、そうですね。

今言った、あの策定委員会と策定部会、作業部会の役割なんか詳しく聞こうかと思ったんですけど、大体今まで出てきていますので、そのへんは飛ばしたいと思っております。

今回もまた3月に引き続いて、なぜ地方総合戦略の策定について取り上げたかといいますと、3月の段階で今年の10月には地方総合戦略を仕上げなければならないという話でありました。このわずかな期間でしっかりとした実現的なものができるかどうかちょっと心配でしたので、今回も取り上げたわけですけども。

これまでの町長の答弁で、今も話がありましたけれども、全く新しいものを作るんじゃないかと、さっきも言いましたように各種施策の抽出作業を行うということ。すなわち、現在進行中のものを洗い出して地方総合戦略の中に盛り込んでいくというふうにとらえているわけですけども。これは全く私も同じ考えを持っておりまして、新たに考えていたのではですね、到底この10月には間に合わないし、本当によく言われます教科書どおりの絵に描いたもち的なものにまたなってしまうんじゃないかというふうに思っております。

戦略策定に当たっては、今から町長の判断能力と、それから決断力、そして創造力といったものが見せどころではあるとは思いますが、また議員の方もですね、提案能力も試される場所ではあると思っております。本当はここで質問の要旨の中にあります、さっきも聞こうとしたんですけど、方向性といったもの。方向性がどういったものか質問しようとおりましたけれども、これまでの答弁の中でも示されておりましたように、今からこの、ある程度のこういうことをやっていこうというのはあると思っておりますけど、この委員会とか部会を通じてそれを作っていくということですので、それはそれでいいんじゃないかと思っております。

といったことで、聞くことがあまりなくなってしまったわけですけども。

次に、この質問の要旨の中にあります地方総合戦略の策定プロセスにおいてどうしても重要な内容であると思っておりますので、そのへんのどういった認識を持っているかということをお伺い致しますけれども、分かりやすく1点ずつお伺い致します。

その、まず1点目。藤本議員の中の答弁の中でありましたけれども、この総合戦略を作るに当たって地域の多様な魅力という言葉が出てきました。地域の多様な魅力といったものはどういったものか、どういった認識を持っているのかお尋ね致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは再質問にお答えを致します。

地域の魅力というのも先ほども申しましたように、行政主体で今まで考えてきて事態が閉塞（へいそく）していったような課題になっていようかと思えます。住民参加で町の振興計画を作っていくようなことが地方創生になってございますので、新たな魅力はまた違った目で見えていくといったことも、その取り組みの一環になるかと思えます。

ただ、いろいろな事業を推進する中でも、現在町の方でやっているいろんな施策がどういった目標に沿っているのかといったことのまとめをしなければ、その方向性もつかみきれませんし、新たな魅力もまたできないのかとも思えます。いろいろな人の意見を聞きながら、その魅力を見つけていくことがまたこの地方創生だと思います。それが単年度で終わるのではなくて、全体5年計画といったことで進めてまいりますので、人の力というものも無限にあるものでございますので、そういったことも生かして計画作りを進めてまいりたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

新たな魅力を探すというのも当然なことだとは思いますが、今聞いているのはですね、まあ課長なんかは得意やと思うんですけど、今この行政の立場でもいいです。まあ一個人としてでも構いませんが、この黒潮町の魅力というものを全く思っていないわけじゃないと思えますので、外から見た目というのはまた違った目であると思えますけれども。

それ、まあなかなか。すぐ答えれ言うても答えれんようじゃいかんがと思うがですけど、ずっとそういうことは分かっているはずで、まあいろんなことに携わってきておりますので、そのへんを聞いたかったわけですが。恐らくこの魅力はありきたりな答えになるので言わなかったんだと思えますけれども、海、山、自然とか、まあ、と思えます。あえて2回も聞きませんが、多分そういうことは思っているかと信じておりますので。

また、さっき答弁の中で新たな魅力を見つけ出すというのがありましたけれども、これやはり、いつも言われます灯台もと暗しじゃないですけど、ここに住んでる自分たちにはなかなかその新たな魅力いうのは探せません。そういった中で、この策定部会の中に幡多で暮らし隊というのも入っております。これは移住してこられた方々。まあいうたら県外から来られた方々がほとんどの組織しております。そういった意見を聞くというのはいいことやと思っておりますので、ぜひいいものをつくってほしいと思えます。

それから、次の2点目聞いたかったのが、これも答弁の中にありました黒潮町ならではの地域の特性というのがありました。黒潮町ならではの地域の特性とはどういったものを指して言っているのかお聞きします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは再質問にお答えを致します。

地方版総合戦略といいますのは、全国の自治体それぞれで戦略が違ってこようかと思えます。黒潮町独自の計画といいますのは、ほかの町には真似のできない潜在的な、先ほど申した魅力もありますし、そういったことを前面に打ち出していくのがその戦略の要だと思っておりますので、そういったことで表現をさせていただきました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番 (小松孝年君)

なかなか、これがとかいうふうには出てきませんが、まあそういった答弁でも結構ですが。

やはりこういった総合戦略を立てる上である程度のそういった認識がないと、なかなか前に進まないということもあると思います。黒潮町ならではの地域の特性。いろんなものがあるとは思いますが、中でも自分がいつも言っているのはもうこういった。これは8年前からずっと言ってますけれども、黒潮町にはスポーツ施設がいっぱいある。ここはもう、ほかにはないこういった地域の特性の一つではないかと思っております。そういった地域の特性を今から生かした策定、戦略作りというものがされてくるのだというふうに思っております。

これも、これを言ってくれというふうに、もう一回質問はしませんが、あれば言ってくれば、次の質問のときに併せて言ってくれればいいですけども。

もう1つ、3点目聞きたいと思います。

新しい分野の雇用という言葉も出てきました。新しい分野の雇用とはどういったものを指しているのか、それについてお答えいただきたいと思います。

この今聞いていることなんか、なかなかすっと答えれ言うても難しいと思いますけれども、率直にどういうふうな認識を、あるかで構いませんので、よろしくお願いします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

小松議員の再質問にお答えします。

新しい分野での雇用というご質問でございます。

総じて地方創生は、まち・ひと・しごとというのが大前提となっております。そもそも地方には仕事がないので、人口がこれまで増えなかった、減少をたどっているということでございます。まち・ひと・しごとすべてが絡み合って地方を創生していくというのが全体の狙いでございます。仕事だけを取ってどうこうということでもございませんし、人が流れてくることによって仕事がまた生まれてくると、そういった全体のバランスを持っていくことでございますので、新しい雇用が何なのかどうなのかということはこれからまた煮詰めていくようなことになろうかと思っております。

全体的なことがまだ計画が進行中でございますので、一つを取ってどうのこうのという段階にまだございません。追って、計画が固まり次第またご説明をしてみたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

小松君。

13 番 (小松孝年君)

まあ、そこまでしか、そういった答えでいいとは思いますが、自分が思うにはですね、今言ったことが前提で、仕事をつくらなければ人も入ってこないということを言ってくれてるんだと思いますけれども。

やはりこの、まち・ひと・しごとの中でやはり人の流れをつくるということはすごい大事だというふうに思ってます。その人の流れをするために何をせないかんかということがあって、その新しい分野の雇用というのは、そういう人の流れが来ることによって新しい分野の雇用が生まれる。具体的に言うと、例えば宿泊関係とかですね、そういったものも一つに挙げられるんじゃないかと思っております。これは自分が目指すところであるので、

あまり強要はできませんけれども。そういった内容でこの総合戦略を作るに当たって、そういった、今言った3点なんかはぜひ認識どうか、まあ持ってると思いますけれども、頭の中に入れながらつくっていただきたいと思います。

次にいきます。

次に、2問目の観光戦略について質問致します。

3月の答弁で、雇用の創出のためにも地域活性化のために重要な施策ということは認識できたわけだが、黒潮町の地域の特性、素材を生かしていくためには、行政の投資的考え、営業方針がもっと積極的に出されるべきだと思う。現在も十分行われているという考えでは、この地方創生の流れの中で確実に取り残されます。

缶詰工場を始めたことによって、全国的な商戦の厳しさを多く学び、黒潮町にとってある意味重要な価値を得たのではないかと思います。この教訓を基に、先に述べた行政の投資的考え、営業方針を再度考え直してはどうかという質問です。

例えば、合宿誘致を目玉にするのであれば、誘致活動において担当に加えて専門分野の人材派遣やリピーターを確保するために、大会や合宿中にかかわる人材の臨時雇用、人材育成。そして、出ましたけど、大方球場への設備投資。これらにかかわる費用は、東京オリンピック、地方創生、生涯学習など、いろんな分野から探してくれば多くあると思います。黒潮町の未来のために、それを探し出してくるのが行政の重要な仕事の一つではないかというふうに思っております。

ということで1問目、要旨のとおり、答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、小松議員の2番、観光戦略についてのカッコ1、行政の投資的考えと営業方針の再考、および合宿誘致活動の充実等のご質問にお答え致します。

現在、観光戦略の中心は官民共同で取り組んでいるスポーツツーリズム、滞在型スポーツ合宿、大会誘致でございます。平成23年度から始動したサッカーを中心とした大会開催、合宿誘致は実績を積み上げており、年々大きな経済効果を生んでいることは、これまでも説明を申し上げてきたところでございます。

スポーツツーリズムにおいて誘客を増やすためには、施設の充実が必要でございます。これもこれまでの答弁と重なりますが、現在、土佐西南大規模公園内の多目的広場に人工芝の敷設整備を要望しています。実現すれば、スポーツツーリズムの中心となっているサッカーはもとより、フットサルやグラウンドゴルフ、新たな展開が見込めるラクロスなど、幅広く利用者が増加することが見込まれます。

官民協働で作成した黒潮町の観光戦略では、これまで以上に観光振興を推進していくために通年観光を通じて地域内事業者の通年雇用に寄与することを念頭に、経済効果、集客効果、評判効果、定住効果を踏まえて事業を行うことを確認してきました。

本戦略の中では、具体的な目標として宿泊、体験人数について目標を設定するとともに、イベント開催や通年の観光PR、窓口機能を強化することで、新規来訪者の獲得、リピーターの育成、滞在時間の延長、消費単価の拡大を目指すこととしております。観光振興はこれらの効果の役割があり、地域経済を活性化させる重要な施策であると認識しています。高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、観光は重要な施策の一つと位置付けられており、黒潮町観光ネットワーク、砂浜美術館、商工会などとともに、引き続き官民一体となった取り組みを進めてまいります。

投資的考えと営業方針の再考につきましては、大きな設備投資はございませんが、営業や要望活動などに相

当の時間を費やしております。また、営業方針につきましては、大会数、宿泊数の増加に伴う経済効果が伸びておりますので、観光ネットワーク協議会、砂浜美術館とともに、これまでの営業スタイルをベースに進めていくつもりでございます。

ご質問の最後にありました補助金等の財源確保につきましては、これまで同様に情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

すいません。なかなか書くのが追いつきませんでして。

今、何回も、いつも課長にはそういった答弁でいただいておりますけれども、いろいろとこの部分については、観光戦略については聞く内容がたくさんあります。今回の議会の一般質問の中でも宮地議員がこの観光戦略に参戦していただきまして、大変心強いと思っております。これからはまた力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますけれども。

ちょっと話はそれますが、私の質問の要旨の中にですね、缶詰工場を始めたことによって全国的な商戦の厳しさを多く学び、黒潮町にとってある意味重要な価値を得たのではないかと思う。この教訓を基に、先に述べた行政の投資的な考え、営業方針を考え直してはどうかという部分があります。

ここではですね、この缶詰工場のことについて例に挙げておりますけれども、決して悪い意味ではないです。いい意味で行政にとって、いい経験、教訓が得られたのではないかと思います。そういったその教訓について何か答弁があれば、よろしく願います。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは小松議員の再質問にお答え致します。

缶詰製作所の操業に当たりまして、どんなに良い商品であっても市場が求めるものでなければ持続性のある商売にはつながらないということを念頭に置いております。市場が求めるものをいかに生み出すか、売れるものを作って市場に提供することに重きを置くべきであると考えております。

また、製品の質を担保するためには、生産現場の管理体制にも十分な配慮と、人的、設備的な投資が必要であるということも、この間に培ったノウハウといえます。異物混入等が発生すれば消費者に不快感や不信感を与え、場合によっては健康被害を及ぼすことにもなります。また、自社の信用失墜のみならず、卸業者、小売業者にも損失を与えることになることは言うまでもなく、後始末より未然防止を重視しなければならないということも理解してきたところでございます。

こういったことに観光とのつながりということでございますけれども。前段に申し上げました、市場が求めるものでなければ持続性のある商売につながらないといったことで申し上げますと、やはりこう、来ていただきますお客さまが求めるものを考えていかなければいけないといったことにつながろうかと思います。

そしてまた設備の投資などにつきましても、求められているものを作っていくとかですね、先般のご質問と今日の質問でもお答えしましたけれども、人工芝の敷設など、そういったことなども必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

いや、すごい、思ったとおりの素晴らしい答弁いただきまして、ありがとうございます。

町長聞きました。

今、答弁の中ではですね、ほんま市場が求めるもの、それから設備投資が必要ということをすごい言ってくれまして、すごい質問しやすいわけですけども。ほんと今、ここの観光戦略についての質問の中で、ほんと設備投資、投資的な考え、これが必要でないかということをおっしゃっています。ほんと、この缶詰工場をやることによって、行政もそういった必要性が分かってきたというふうに思います。

今回のですね、この地方版の総合戦略の目玉というのも、やはりこの黒潮町観光やないかと思えます。けど、これはですね、どこの市町村もそれが筆頭に挙がってくるのではないかと思えます。どうしても地方といったら、そういった観光面が重視されるということがあります。こういった全国的な競争の中でですね、やっぱり勝っていくためには、思い切ったことをしなければなかなか残っていかないと。ですから、ぜひこの総合戦略の目玉として欲しいわけですけども。

ここでですね、一つ例に挙げました大方球場の投資。久々に自分、一般質問の要旨の中に書き込んだわけですけども、これはいつも町長や副町長なんかとも、また総務課長とも話してはおります。ぜひ、この3名は投資をしたいという考えは持っていると思いますけれども、なかなか口に出して言いにくい部分もあると思います。

また、そういった設備投資というか、その施設の整備するに当たって、いろんな補助金があります。有利な補助金なんかもありますけれども、課長の答弁の中でもこれからも情報収集していってけると言っておりました。これは産業推進室ではなくですね、本来なら管理をしている総務課の課長が言ってほしい言葉なわけですけども。ほんと、こういったスポーツ施設のこと。

また飛んでしまいました。

地方創生地方創生言いようけん、どうしても物忘れが激しくなってすいません。

そういった補助金関係ですよ。いろんなものがあります。

これで全部、行政の人たちに探し出してやれ言うだけじゃいかんと思いますので、自分もいろいろと探しております。この公園の整備事業とか、文科省にもあります。いろいろ調べてはおりますけれども、今、2011年からは学校施設改善事業ということで、こういったスポーツ施設に対する補助金やら、それからこれは当然のことだと思うんですけども、社会資本整備総合交付金や、まちづくり交付金、それから電源立地地域対策交付金。そういったものの中にもこう、スポーツ施設。そういったものを造るための助成金や補助金なんかもあります。

中でも、いいと思っているのはですね、スポーツ振興事業助成金制度というのがあります。これは宝くじじゃないです。totoくじですかね、の助成金制度があります。こういったものに応募していただくとか、そういうことをやっていただいていたかどうかは分かりませんが、そういったいろんな補助金制度もありますので、ぜひともですね、そういったものを活用するというか、探し出してですね、やってほしいと思います。そういったものはやはり行政機関におる皆さんが一番詳しいと思いますので、どうやったらできるかとか、そういったことを探してですね、ぜひそういう整備をしていくというふうな方向性でやっていただきたいと、そういうふうに思っています。

大方球場の整備投資としてはですね、やらないかんこと。外野フェンスのラバー化、それから雨天練習場、

外野の芝生、または人工芝ですね。それから、細かいところでは倉庫なんかも建てなければならない。そういったところがあります。

その合宿誘致をするに当たってですね、今はほとんどサッカー場が中心になっておりますけれども、これは県の施設。町の施設の大方球場、この野球の合宿誘致をすればですね、特に大学の誘致が行えればもうかなりの、大学なんかは結構部員数なんかおられます。今回もちょっとまだ決まっておられませんけれども、某大学がひょっとしたら来てくれそうな、そういうふうな状況にあります。それが毎年来てくれるようになればですね、一回来れば130人から140人ぐらいが10日間泊まる。泊数で言えば1,400泊。一気にそれだけ、1つの学校が来ればそれだけ増えるわけです。今回もいろいろ出てましたけれども、その修学旅行やそういったものよりかなり一気に増える。そういった数値は伸ばしていきます。

今回、数値については詳しく聞きませんが、今まで何回も出ていますので。そういった意味でですね、やはりそういった県の施設のサッカー場とかだけでなく、本当にこの黒潮町の宝であります、その大方球場、黒潮町の持ち物です。大方球場への設備投資も必要じゃないかと。ほんとに設備投資をしなければ、やはりこちらもなかなか誘致活動もやりにくいという部分もあります。

ただ、それが来るかどうかというのは、それはやってみないと分からないということも実際ありますけれども。実際の問題、結構いろんな所がこの球場に関しては注目をさせていただいております。せっかくあるのにもったいないとか、いろんな声を聞きます。

そういった内容でいろいろべらべらしゃべりましたけれども、町長ね、どうですか。いつもやりたいとは思ってはくれていると思いますけれども、ぜひ思い切ってこの地方総合戦略の一つの核としてですね、黒潮町の持っている大方球場に思い切って設備投資していくという腹はあると思いますけど、どうですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的には自分の一存で投資額を決定して投資するかの、●を決定できるということにはなっておりませんで、すべての事業と同様に事業効果をしっかりと検討、検証していくという作業が必要になってまいります。

ただ、スポーツ施設が有意性を持つてるという認識は議員と同様でございまして、かつ球場についても同様の認識を持っております。

当面、スポーツツーリズムでも1万泊を目指したいと考えておりますけれども、その中の一つの大きなファクターであるという認識を持っております。決して、投資しないという決定をしているわけではないので、これから少しの時間をいただいて、検証、検討をさせていただくようなことになると思います。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

あまりだらだら長く言ってもいけませんと思いますけれども、町長もね、いつもそういう考えではおってられていると思います。ですから、スポーツ振興事業助成金なんかも応募してですね、当たればもうけんという形でやってくれば、それなんか一気に設備直せるぐらいの金額が下りてくると思います。

今年のそういった地域スポーツ施設整備助成。それなんかも53億1,000万円、213件の枠があります。そういった中に応募して当選すれば、当然やりやすいというふうに思います。そういったことも自分も提案をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

またですね、その大方球場にかんしては、そういった観光戦略、まあ合宿誘致も一つのスポーツ観光という

ことで観光戦略の一つなわけですが、そういった以外にですね、外野フェンスは非常に危険性を帯びております。これ、もう昭和の南海ホークスが来ていたころから全然変わってないわけですが、コンクリートのフェンスになっております。外野のフェンスが。これは、そういった戦略以外にですね、ほんとに危険性を踏まえております。

最近ですね、結構、大方球場も利用者が増えてきてですね、そのたびに自分もよく見てるわけですが、大変危ない思いをしていることが何回かあります。もう自分も見ていてひやひやしております。ほんとこれけがしたらですね、死亡事故までつながるような危険性を含めております。ほんと事故があつてからでは遅いわけですので、ぜひともそっちの方はね、もう別枠で早く早めに検討していただきたいと思います。

ほんと今日日、高校生が使ってもですね。やはり最近高校生、結構打球も飛ばしたりしますので、なかなかフェンスいっぱい。まあ黒潮町のこの大方球場は昔の球場ですから、両翼がやっぱり93メートルとちょっとやはり、ちょっとせばめです。中身はかなり広いわけですが、外野、右中間、左中間、これはほかの球場よりか、かなり広いと思います。ですが、そういった両翼狭い。狭いというか、近い所にありますので、ほんと危ないわけです。ですから、これはほんとに危機管理というか事故があつてからでは遅いわけですので、そこらへんも踏まえてですね、ぜひ整備の検討をしていただきたいと思います。そういった危険性については町長とも何度か話しておりますので、もう認識していただいておりますし、先ほどの答弁の中で認識もいただいております。

1つ聞きたいがですけど、総務課長。このスポーツ振興助成金というのがありますけども、それはご存じだと思いますけれども、そういったことについて応募されたことはありますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

総務課長ご指命ということですので、私の方でご答弁させていただきます。

そのような事業をまだ詳しく掌握してございませんので、また中身等をお教えいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小松君。

13番（小松孝年君）

ありがとうございます。

ぜひですね、そういったことも検討していただいて、またちょこちょこ総務課の方に出て行って話をしたいと思いますので、よろしく願います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

次の質問者、小永正裕君。

7番（小永正裕君）

それでは2件について質問致します。

1問目は、大方バイパス工事について、および新庁舎建設についてお尋ね致します。

大方バイパス道路工事がこれまでずっと工事をやってまいりましたが、これまでの進ちょく状況というもの

は実際計画どおりにできてきたかどうか。それから、今後はどんな工事を行っていく予定なのか、先に1問目を聞きます。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の1番のカッコ1、大方バイパス工事の進ちょく状況と今後の工事についてのご質問にお答えを致します。

国道56号大方改良事業、バイパスにつきましては、早咲地区から芝地区間の道路幅員が狭く、歩道も未整備のため、交通安全上の課題が多い区間となっており、この課題を解消するため現道に近接しますバイパス整備を行うことにより、市街地の交通混雑の緩和と交通安全の確保を図ることを目的としまして、平成11年度に事業化をされ、平成23年度から工事に着手をしているところでございます。

事業計画延長としましては2.6キロメートル、一般部の幅員が自転車、歩道を含めまして19メートルとなっております。

これまでの進ちょく状況としましては、平成27年3月末現在の事業進ちょく率は約69パーセント、用地の進ちょく率は約87パーセントとなっております。

これまでに、東の早咲地区から役場手前まで工事が進みまして、昨年度は柳の川にも橋梁（きょうりょう）が架設されたところでございます。

また、西の方面は芝地区からスケン谷の新庁舎建設予定地付近まで工事が進んでおります。

国土交通省中村河川国道事務所から、平成27年度は入野本村地区ほかでの改良工事を予定しているとお聞きをしております。

議員から、計画どおり進んでいるかというご質問もございました。

11年度の事業化され、現在まだ工事も実施されております。早期完成に向けて国土交通省とともに努めてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

順調に進んでるようで、ご同慶の至りであります。

ただ今、私、素人でよく分かりませんので教えていただきたいのは、進ちょく率で用地の確保が87パーセントできたということでしたが、これはどういうあれでしょう。距離でしょうか、それとも地権者の数でしょうか。よく分かりませんので、そこのところを教えていただきたい。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

これにつきましては地権者等の数とはなっていると思います。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

確認で。地権者の数ですか。数。

距離ではなくて、地権者の数ですか。

例えば、100人おったら87名がオーケーというふうな同意をいただいているということでしょうか。

そうではない。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

地権者の数もございますけど、まあ用地の取得率ですね。面積等もございますので、それも勘案してのパーセントです。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

じゃあ、全体の用地面積の87パーセントはもう確保できているということですね。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

今の答弁要るでしょう。確認しただけですか。

（小永議員から「いや、聞いた」との発言あり）

はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

議員ご質問のとおりでございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

相当進んでるようで、傾向としてはええかなと思っております。

次の2番目にですね、今後この工事の進ちょくに何らかの懸念があるとすれば、それはどういうことであるか。もし、特別になれば、別にないということで構いませんが。

例えばですね、権利を持ってる方が子孫に相続する前にお亡くなりになったというケースがよく耳にすることあるんですね。それがその、この近くにおいてご同意いただけるような状況ならええけども、ただ全国にその親族が散らばってですね、なかなかその捜すことも難しい。わざわざ遠いところへ尋ねて行って、捜しにいった、判をもらってくるということもなかなか難しいとかいうふうなケースがよくあるということを知ったことがありますので、そういうケースあるかないかということ。

それから、難工事区間に急に行き当たったというふうなケース。これは以前ですね、町道、あの湊川の線でございますが、口湊川に架ける橋の工事がですね、工事始めて分かったということがあってですね、橋脚の方がその土台になるその岩石の方が何か途中でなくなって深くなっているというふうなことが分かって、設計からもう一回やり直して、工事を見直して時間がかかったというケースもあったんですよ。これから山間部の方にずっと上がっていったりすると思いますけども、橋も架けるんじゃないかと思うけども、そういうことが見つかるか見つかってないかということもあるかないか。

ほかに原因があるかも分かりませんが、もしそれがなければ別に構いませんけど。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の1番のカッコ2、今後、工事の進ちよくに何らかの懸念がある
とすれば、それは何かについてのご質問にお答えを致します。

国土交通省中村河川国道事務所からは、先ほどもお答えを致しましたが、平成27年3月末現在の事業進ちよ
く率、用地進ちよく率がございましたけど、平成27年度も引き続き事業の推進を図ると、この点だけしかお聞
きをしておりません。

また、議員ご質問の用地の件等で、相続人等多数おられると思いますけど、その点につきましても、現在、
用地の取得事務につきましても国土交通省がやっておりますので。以前は事務委託も受けてやった経過もあり
ますけど、現時点でのそういう状況については把握をようしておりません。

また、難工区の区間はあるのかということもお尋ねがございました。これについても、特に情報については
聞いておりませんが、今までの工事で、以前、農村公園の工事をやったときに、結構固い岩なんかも出てき
て、あ那时的工事なんか結構難工事の部分に入っていたのではないかと推察致します。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

まだ、その2番目の質問に関しては、詳しいことはまだ分からんということでございました。

それでは、3番目。

新庁舎建設のコンセプトはどのようなものを構想して持っているのか。

最近、はやってるのは、そのエコという観念を基にして、太陽光発電なり風力発電、あるいは自然光を庁舎の
中に取り入れて省エネ図るとか、さまざまな試みを施した庁舎の建設というものは増えてると。

それと、もう一つの流れというのは、人に優しい、木をいっぱい使ってですね、庁舎の中に入っても暖かい、
日本的な、そういうムードを醸し出すというふうな材木使った建築。あるいは、機能性を重視した建物。ある
いは高知県の場合、特に黒潮の場合は大震災を想定した、それに備える庁舎の建物にすると、こういうことも
考えられるかと思いますが。

町長なり執行部の考える、そのコンセプトというものです。分かりやすく教えていただきたい。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の3番のカッコ3、新庁舎建設のコンセプトはどのようなものな
かについてのご質問にお答えを致します。

新庁舎建設のコンセプトにつきましては、平成25年度に策定を致しました黒潮町庁舎建設基本計画の基本方
針として、次のように取りまとめを致しました。

1つとして、安全、安心の拠点としての庁舎であること。

これは、新庁舎は台風や地震、津波などのさまざまな自然災害発生時において、町民の避難を支えるとともに、
救難、救助、災害復旧の支援といった、耐震性能を備えた、安全で安心の拠点として十分に危機管理機能
を発揮できる庁舎としてまいります。

2つ目に、利用者の利便性の向上を追求した庁舎であること。

このことは、町民をはじめとします来庁者や職員にとって、利用しやすく便利な庁舎であることが重要で
ございます。ユニバーサルデザインの導入や、分かりやすいフロアの構成、ワンストップサービスの展開など、

利用者の利便性の向上を追求した庁舎としております。

3つ目に、町民に開かれた庁舎であること。

これは、町民や NPO、ボランティア団体等との協働のスペースやギャラリーといった、活発な情報発信、情報提供を促す、町民に開かれた庁舎としております。

4つ目に、高度情報化に対応できる庁舎であること。

このことは、新庁舎におきましては、高度情報収集処理、発信機能の導入やセキュリティー機能の強化といった、高度情報化に対応できる庁舎としてまいります。

5つ目として、簡素で効率的、経済的な庁舎であること。

新庁舎におきましては、過度なデザインや装備、設備は控えるとともに、フリーフロアの導入やライフサイクルコストの縮減といった、簡素で効率的、経済的な庁舎としております。

6つ目に、黒潮町らしさをアピールできる庁舎であること。

これは、私たちの町には美術館がありません。美しい砂浜が美術館です。

こういう、本町で生まれた千年に耐えられると評されるコンセプトの下、白い砂浜、紺ぺきの海、松原といった、本町らしさをアピールするとともに、周辺環境と調和をした庁舎としてまいります。

最後に7つ目に、環境にやさしい庁舎であること。

限りある資源を有効に活用しつつ、可能な限り太陽光、太陽熱、風力といった再生可能エネルギーを活用し、自然換気システムを導入するなどの省エネルギー化、グリーン庁舎化を進めるといった、環境にやさしい庁舎としてまいります。

以上、7点について申し上げましたが、これらの基本方針を基に、可能な限り現在進めております基本設計の方に反映をしてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

もっと縮めて言えば、防災と災害に強い、それから機能性を高くした。付録にエコを付けたというふうな感じですか。

このエコの方は、具体的にはどういうふうなエコ対策取っておるのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

現在、基本設計の方を作成中でございますけど、こういうエコの部分といいますと、一つはこういう電気の省エネの関係からも出てこようかと思えます。庁舎で使われます電気の消費量というものかなり多いと思えますが、それでできるだけ事務室の方は明るい南側の方へ持っていくとかいうことからも当然観点の一つだと考えております。

そのほか、これから検討する中で、どういうふうなエコができるのかいうものを基本計画の中で定めた方針と照らし合わせて、今後ですね詰めてまいりたいというふうに考えております。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

そしたら、あんまりその具体的なエコみたいなのはまだ挙がってないということですね。

室内ですと、今LED電球とか、蛍光灯の代わりにLEDのチューブとか。それから、今はやりのその太陽光発電とかですね。それから設計上、先ほどちょっと言いました、その自然光を取り入れるような省エネというふうなこと。それから、あと暖房とか冷房とかそういうものの耐熱とか何とか、そういう素材を使った壁とか。それから、外から光をある程度、紫外線をさえぎるシーンを張るとか。

そういうふうなことまでは、まだ具体的には挙がってきてないということになるわけですか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

現在行っております基本設計につきましては、庁舎の規模と配置の関係とかそういうものでして、先ほど言われました点につきましては次の実施設計の段階に盛り込んでいくようになります。

一つは、その光を取り込むというようなこともありましたけど、それはもう現在でもトップライトということで、その光を取り入れていくような窓。そういうものを、もう計画は入っております。

今後そういうものを十分検討の上、実施設計の方に反映していきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

この前、全員協議会で、議会前の。基本設計というのを見せていただきましたけども、我々そういう建築の素人でございますから、なかなかその引っ張った線を見ても、具体的な建物の中とか外とかというのが想像というか、目の前にあまり見えてこないような状況のがです。ほかの議員さん、分かってる人おるかも分らんけども。ただ、3階であるということは分かった。大きさは分かった、長さも。それは分かりましたけども。

今度、その議会でですね、近隣の最近建てた庁舎をみんなで見学に行って、一つ感じることをまた議会の方の意見として執行部の方に聞いてもらうというふうなことを計画しておるところでございますが。

先ほどの説明の中で、課長その。私が一つ、コンセプトの中で言いました、木をふんだんに使った建築とかいうふうなこと言いましたけども、そういうものはあんまり考えてないということなんですかね。

大きな市庁舎とか県庁とかいうのは、結構、コンクリで造ってるんですけどね。町村の庁舎へ行くと、ほとんどのところが、新しいのはみんなその木を十分使ってるんですよ。その中入っても、ほんとに木のおいとか、木の色とか、それだけで大変町民の方は、地元の材木が使われてるとかいうふうなことがあってですね、共感をいただけるというふうな話も聞いたことがあります。

ただ、今、黒潮町ではその建築材料になるような材がね、あるかどうか。それは私もよく分かりませんが、ないかも分らんと思って心配なところあるんですけどね。やっぱり県産材の材木使った建物にするかとかですね。まあ全体するということやなくてですね、人が集まるそこには必ずそういうふうにするとか、何かそんなふうな、まだ余地はあるんですかね、変更の余地が、基本設計の。そこを聞いておきたい。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは小永議員の再質問にお答えを致します。

現在、想定しております3階建ての建物につきましては、鉄骨造りなのか、鉄筋コンクリート造りなのか、

それについては事業費等の関係もございますので比較検討をしております。

そういった、議員からご質問ありました、その木をふんだんに使った庁舎にできないかということでございますけど。当然、木については利用していきたいということで、以前、町有林の方で埋木調査をしまして、活用できる木があるようです。それにつきましては、ある程度事前に伐採もし、乾燥もしなければならないということでございますので、できればですね、そういう木が使えるのかどうか。実際に庁舎の中へ向けて活用できる分があるのかどうかということも、近いうちに試験的にでも伐採をして検証もして、なるべく県産材とか町内産の木を活用できるようなことも考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

よろしくお願いします。

次の4番目に移ります。

バイパス道路供用と、庁舎建設完工予定期日はいつごろになりますか、という問いです。

この庁舎建設完工予定日は、昨日一般質問の坂本さんの質問の中で課長の答弁では30年の3月末には現庁舎を取り壊すというふうな答弁がありました。ということは、4月の1日からその新しい庁舎で仕事ができるというふうなことやと自分で勝手に考えてしまいましてですね、30年の3月までには完成すると、庁舎の方ではですね。いうふうに勝手に思っていました。

もし、それで正しかったらそれでよいということで。

あと、バイパス道路の供用期日ですね。全体の完成のことです。部分的なあれじゃなくて、全体の供用になる、2.6キロですか、いうことの期日ですね、予定期日。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の1番のカッコ4、バイパス道路供用と、庁舎建設完工予定期日についてのご質問にお答えを致します。

現庁舎につきましては、昨年度の6月定例議会での行政報告にてご報告しましたとおり、国土交通省が施工します一般国道56号大方改良工事のために支障となります公共施設で、黒潮町が所有します現本庁舎等の移転補償契約は、国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準により、平成26年4月3日付で移転補償契約を締結したところでございます。この契約の履行期限が平成30年3月31日となっておりますので、現庁舎の解体工事期間を考えますと、平成29年12月下旬ごろを新庁舎の供用開始予定としております。つきまして、平成29年11月ごろには新庁舎が完成をしなければならないというふうに考えております。

一方で、新庁舎を含みますスケン谷地区へのアクセスにつきましては、現在計画をされております国道56号大方改良区間を経由しての出入りとなりますので、当区間の道路供用開始と密接な関係が出てまいります。

現在、国土交通省から大方改良の供用については、完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で示されるとお聞きをしているところでございます。このため、今後は国道改良事業のスケジュールとリンクをさせた事業施行が重要となってまいります。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番 (小永正裕君)

課長のお話では、順調に進むということによろしいですね。

それでは、次の5番にいきますね。

バイパス道路供用と庁舎移設後の町中のなりわいや地元住民の日常生活などには変化が生じることが十分考えられます。そのことについて、執行部はどういうふうに想定をしているか。良い面もあれば、必ずマイナス面も一緒に出てくるということがあります。そういうものをどう想定しておるかということで、その対策はできておれば、その考え方を教えていただきたい。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、小永議員の1番のカッコ5、バイパス道路供用と庁舎移設後の町のなりわいや日常生活等への変化について、どういう想定をしているのかについてのご質問にお答えを致します。

大方バイパスが供用開始となりましたら、交通安全上の課題も解消され、市街地の交通混雑の緩和と交通安全の確保が行われまして、地域住民にとっては日常生活の利便性の向上が図られると考えております。大方改良区間につきましては、毎年、交通事故が発生をしております。大方改良の整備に伴い交通量がバイパスへ転換されますと、交通事故も減少し、歩道整備により歩行者の安全性が向上するものと考えております。

一方、バイパスが供用開始されますと、現国道の交通量も減少し、既存の商店等への影響も懸念されるところでございます。今後は、中心市街地の現状を十分把握の上、再整備も改めて検討をしなければならぬと考えております。

また、新庁舎が現在の平地から高台へ移設するため、公共交通でのアクセス性の低下が懸念されますので、庁舎へ来庁されます方々の交通手段も確保しなければなりません。このことは、町民アンケートでも多くの方々よりご要望があり、公共交通の安全な乗り入れ等について今後十分検討を行ってまいります。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7 番 (小永正裕君)

よく考えられておるようでございます。

社会福祉協議会の建物は、道には掛かりませんか、そのまま残りますか。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (森田貞男君)

それでは小永議員の再質問にお答えを致します。

議員おっしゃるとおり、現在の社会福祉協議会の建物につきましては、今回の道路改良、国道56号バイパスには掛かっておりません。

議長 (矢野昭三君)

小永君。

7 番 (小永正裕君)

先ほどの課長のご答弁、今いただきましたところで。

その高台に庁舎が移るので不便になると、何とかそれを考えたいというふうな、利便性を考えたいというふうなご答弁がありましたけど、大変結構なことなんですけど。

私が今、その社会福祉協議会の建物は残るかどうかが聞いたのはですね、この周辺に住むお年寄りの方。毎年高齢化はどんどん進んでいくことは間違いないことなんですけど。今、高齢化率は38パーセントぐらいかと思えますけども、これがますます、年々進んでいくことですよ。高齢化率が高くなっていく。

ということはですね、高齢者は一日に行動できる半径が500メートルとありますね。あの浜の宮に住んでる人、それから新町、万行、本村、芝、それから主に早暎が大体近い、団地もそうですけども、結構、年寄りの方も増えてきております。

割と、その男の人は先にお亡くなりになって、女の人が割と、おばあさんが比較的多いんですね。それで押し車突いて郵便局行ったりとか、買い物行ったりとかいうふうな生活をされておるところでございますけども。その先ほど言いました、高齢者の方は一日に行動する半径が500メートルというような、以前からずっと言われておりましたですね。例えば、庁舎の窓口に用事があって、印鑑証明が欲しいとか、そういう行政上でどうしても必要な書類を手に入れるときに徒歩で、多分だんだん車に乗れなくなってですね、高齢化したら。そういう人も増えてきますから、歩いて庁舎に来るようになります。

社会福祉協議会がそのまま建物が残ってあるのであればですね、その一室をその一種の支所みたいに使って、利便性を図るというふうなことができたならええなと私は思うわけで、ここで執行部の方に申し上げたいということを取り上げて言わせてもらいますけども。

そういうことは想定したり、考えたり、予定があったりすることはあるんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは小永議員の再質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり、その点につきましては町としましても十分懸念をしているところでございます。

現在、住民課や税務課へ来庁されております方々多数おられます。できればですね、今後來庁された方々に交通手段等もお聞きもしてですね、徒歩で来られたのか、自転車で来られたのか、まあオートバイ、自動車等もあろうかと思えます。そういうものを調査した上、状況を取りまとめて一つの判断としてもまいりたいと。

それと、現在、上川口の郵便局の方にもそういう取れるようにしておりましたが、それは今度はまた条件が変わってくると思います。今は本庁舎の方が平地ですので、今度は高台に行くとそういうこととはまた別の問題になってきますので。議員ご質問のとおり社協の方へですね、そういうことをやるのがいいのか。例えば、またその入野の郵便局とかもありますけど。そういうものはですね、今後の検討課題にもしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

デリバリーみたいなものは考えてないですよ。マンパワーがきちきちですから、とても配達まではできないというふうなことでしょうか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

お答え致します。

現在のところ、その付近までは考えておりません。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

先ほど、その道路が変わって、大きなええ道ができると、どうしても流れがそっちへ行ってしまうね。前に商工会の関係でいろんな、そういうバイパスとか道路ができたところを見学に行ったことがあるんですけど、皆さんで。もう、ほんとに静かになってますね。車が通らなくなったら、不思議なことに人も通らなくなるんですね。あれ、どういう関連があるか分かりませんが、とにかく静かになる。で、シャッター通りになってしまうというふうなことが、もう例外なくほとんど起こってます。

それと、ここの黒潮町の場合は特にその昔から商店街というもののはなかってですね、お店がそれぞればらばらであったわけです。それで、まあ国道ができたときに、そこへ大きな店造ったりとかいろいろ、昭和 50 何年代ですかね、に国道ができて、それが今のこの町並みの基礎になったと思っておりますけども。どうしても 30 年、40 年たてば、寿命が 30 年らしいですから会社も。何でも変わっていくというふうなことになろうかと思えます。これは時代の流れでしょうがないことがあるかも知れません。ただ、それにある程度の予防線を張るということも、行政も取り掛かる必要があると思えます。

先ほど課長が言われておりました、国道 56 号線沿いと、今、大用大方線ですかね、信号があります、コンビニがあります、早咲の東側ですけど。あそこから田の口のあの信号の付近までですね、大体 20 数店舗、今、小売店がありますよね。それで、今のこの現道の信号は今言った場所のあの早咲のコンビニから田の口の信号まで 6 つありますね、今の現道では信号がね。今度、S 字型でこう、スーパーの横を通過してこう、山の上へ上がっていく道ができるわけです。現道をクロスするような格好になる。

ということは、町道が松原と今の国道。それから、早咲でありますよね、あの公園入り口、バスの乗り場が。それから、その郵便局から浜の宮へ抜ける道と、町道ですよ。それから、ここで交差して、その小僧寿し等も全部なくなるんですよ、あそこ。それで、あの田んぼのそこ通って、上に上がっていくということになりますよね。あのスーパーの裏の方を通過して。

ということは、新しいバイパスと現国道とが交差するようになりますよね。そのそこには信号はつくんですかね、つかないんですか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは小永議員の再質問にお答えを致します。

信号の件につきまして、私もちょっと十分掌握してはおりませんでしたけど、現在の計画のルートを見ますと、まず最初はこの、上手の方から行きますと、現在のあのコンビニがございますね。あそこから今度、県道が伸びていきます。あの付近に 1 つぐらい要るんじゃないかと。現在も現国道とのタッチのところで信号がございます。それから、あそこから来まして、町道との交差についてはなかなか困難かと思えます。で、ここの庁舎付近で大きな交差点が 1 つできます。

それから予定ですと、その今のサンシャインの後ろの方へ向けて、また交差点が 1 つできます。まあ、その付近とか。それから、ずっと上がって行って、今度、庁舎の上がり口ですね。一番上がった所へですか、その付近にもできてくると。それから、下って行って現国道へタッチするところは、自分ちょっと分かりませんが、その付近なんかも現在の田の口方面ですかね、あの付近に行きますので、あこら辺りに信号というふうになろうかと考えております。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

クロネコの、ちょっとこっちからこう分かりますよね、現道と新しいバイパスと。あそこにもつきますよね、東から来る、左へこうバイパス入っていくようになりますから。

それと、その公園入り口、早咲にありますよね。あそこから松原へ抜ける道。それで、新しい柳の川があって、その今の現国道から右へこっちから入っていくと橋があるんですけど、その柳の川に架かっておる。入り口は広いんですけども、その橋へ行くとぐっとう狭くなるんです。それで、若い人があそこへ入って、欄干にぶつかりそうになったりした人は何人かおるんですよ。よそから来た人が、サーファー何かの人なんか結構あそこへ入っていく人が多いですから。

あれ非常に危ないですけど、前に聞くと、今度バイパスがつくと、道を新しく造り変えて、あの町道を。今、くろしお鉄道の上にこう高架になっておりますけど、そこも危ないんで、古くなって造り直すという話を聞いたことあるんですけど、それは連動してやられるわけですか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答えを致します。

信号につきましては、基本的に公安委員会等の調整になろうかとも思いますけど、信号が多くなるとどうしても交通混雑ということも考えられます。ただし、そういうバイパスと現国道、町道等のタッチの所で、どうしても危険性があるとか、交通量の問題とか、そういうものを精査の上、つけなければならないという状況も出てきようかと思えます。その付近はですね、暫時その国土交通省の方とも調整させていただきます。

安心、安全で通れるバイパスにしなければ当然いきませんので、その付近は今後調整をしております。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

今のその公園入り口から入っていく町道ですけども、あれ町道だと思いますけど、整備改良を一緒にやる予定ですか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

ご質問にお答え致します。

現在のところ、接続タッチするところまでは国土交通省にもお願いをしますが、抜本的な整備というのはなかなかできないと考えております。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

随分前の話ですけど私はそういう話聞いて、くろしお鉄道の上にこう高架になってるとも危ないんでやり直す必要があるというふうなことを説明の中で聞いたことあるんですよ。そのところ、また確認しちよってください。

時間がなくなりますので、もう一つ。

先ほど、町中の商店がありますけども、当然、町の外をこう通るようになりますね、大きな流れが。交通インフラが極端に変われば、ほんとに先ほど言った、人の流れ、車の流れが変わってしまいます。そのとここで、私は佐賀通るときにもいつも思うんですけども、もともとあった商店がだんだんなくなってくるのはもう目に見えてますよね。先ほどもちょっと触れましたけど。

それで、町の方にもし商工会の方からですね、こっちの道行くとこういうお店がありますよみたいな、案内板みたいなものね、つけるようなことは想定か何かしていただけたかどうかと。

もし、そういうことが必要ならやらんといかんねというふうな考えがあるかどうかということをお聞きしたいんですけども。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

議員ご指摘のとおり、旧国道になろうかと思えますけど。それにつきましては、そういう既存の商店もございます。国交省の方でも当然、何言いますか、そういうサイン的なものはお願いできると思えますけど、ただそれだけではなかなか通行される方に十分認識はできんと思えますので。今後ですね、その商工会、またそういう商工関係の担当課とも十分調整をして、そういうサインづくりをしていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

今までどこもやったとこないんですよ、私が見に行ったとで。

昔のお店、全く知らない。旅行者がどんどん増えてきておると、昨日も答弁でありましたけども。分からん人がどんどん出てくると思えますよ。あそこに行ったら喫茶店があるとか、ここへ行ったらスーパーがあるとか、そういうことが分かればですね、距離はそう遠くないですから寄ってくれたりする。地元の人にも助かると思えますよね。

それと、ここにつけて、もしいただけるなら、佐賀にもぜひつけていただきたいと私は思いますがね。

それと、商工会の方に言ってですね、ただ100パーセント、公のお金でやりますよじゃなくて、その商店主がなにがしかは自分で出資して、何の店ですとかいうふうな宣伝をやってくださいというふうにさせていただいても、もちろん結構やと思えますけどね。

今の早咲のあのコンビニの50メートルぐらい東側の、こっちから行ったら右側、海側にですね、前に奥の人から言われてですね。うちの方で葬式があってもよそから来る人が道が分からんので、どこから入ったらええか分からん。それで何とか標識つけてくれんかということ頼まれてですね、ほんで県の方をお願いに行って、標識つけてくれたんですよ。大井川とか大屋敷とかいうふうに、あそこへ標識造っていただいた。後で、こっちへ来た観光客があれ見てですね、大屋敷いうて見に行っただけど、どこにも大きな屋敷はなかったというて私のとこへたまたま来て言った人がおってですね、私はすいませんいうて謝ったんですけども。もう地名ですからしょうがないですからね。あれを造るのに大体300万ぐらい掛かってるんですよ。やっぱり基礎からがっちりやるというふうなことは必要なことですね、300万前後掛かってます。1基だけでね。

でも、まあ町の活性化に多少は、商業関係に国からの補助金というのはあんまりないもんですから、ぜひともですね、ある程度は費やしていただいいてですね、町の中の活性化にひとつ手助けをいただいたらというふうな

ことを思っていますね。

一応、時間がありませんので、1 番目の質問はこれで終わります。

それでは2 番目の質問致します。

商工会で行ってまいりました、プレミアム付きの地域商品券発行致しておりました。去年まで商工会の方でやりましたが、2,000 万に最初は5 パーセントぐらいのプレミアムやったと思いますけども、10 パーセントにプレミアムがなった。去年までそうやったと思いますが。

今年、この質問しようと思っただけです、議員協議会で全部先に説明いただきまして、私自身はもう質問しなくてもええということになってしまいましたが、せっかくだから質問させていただきます。

商工会で一応説明いただけますか。プレミアム付きの新たな取り組みを町がやってくれたということですね、よろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の2 番、商工会が行う振興策についてのカッコ1、商工会が発券する商品券へのプレミアム補助拡大に対応する考えはありますかのご質問にお答え致します。

ご質問のプレミアム商品券につきましては、地域消費者の消費生活の安定を図るとともに、町内の消費拡大と商工業の振興に寄与することを目的に黒潮町商工会が実施主体となり、平成20 年度から発行しております。年を追うごとに早期に完売をする状況でございまして、消費者の皆さまに好評を得ている証しであると考えております。

昨年度は2,000 万円の基本発行額に対して、10 パーセントに当たる200 万円のプレミアムを付加して2,200 万円を発行致しました。プレミアムの200 万円のうち、半額に相当する100 万円を町が補助金として交付しております。

ご質問のプレミアム補助拡大についてでございますが、本年度はご案内のように、国のまち・ひと・しごと創生事業交付金を活用してプレミアム商品券を販売することにしております。今回の商品券の販売に当たっては、商品券をお買い求めいただいた皆さまからアンケート調査を行うことになっておりまして、購入した金額、商品券を利用した業種、利用した目的と金額や商品などをお聞かせいただき、商品券がどのような消費喚起効果を得たのか、また、消費動向全般の分析と併せ、喚起した消費の実態を把握することにしております。

従いまして、ご質問の補助拡大を検討する材料として、今回のアンケート結果を参考にしたいと考えております。

なお、プレミアム分の半額は商工会の財源となりますので、拡大する場合は商工会との協議も必要になってまいると考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

ありがとうございます。

聞いたところ、販売期間が7 月16 日から12 月31 日までということでした。それから、販売限度額が一人1 万2,500 円でしたね。

聞きたいのは、この一人1 万2,500 円ですが、例えば3 人家族ならこの3 倍とか、5 人家族なら5 人前購入

することもできるかどうかですね。それを教えていただきたい。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは小永議員の再質問にお答え致します。

まず、今年度の商品券でございますけれども、これ、ご購入いただけるのは小学生以上ということにさせていただきます。従いまして、先ほどご質問にありました一人当たりの上限は、最初は1万2,500円なんでございますけれども、小学生以上のご家族の方の分は一緒にご購入いただけることになっておりますので、議員おっしゃったとおり、ご家族の分も一緒に買うことができます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

ちょっと確認ですが、小学校以上というのは保育園じゃなくて小学校から上ということですね。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

おっしゃるとおりでございます。小学生からでございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

分かりました。

販売総額は幾らになるんですしたっけ。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

再質問にお答え致します。

販売総額は1億1,500万円でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

夢のような金額でございますですね。以前、我々がその商工会で取り組んでやったのは2,000万ですから、ほぼ6倍に近い総額になるわけですね。これだけ完売すればですね、相当な活性化ができると思いますけれども。

これ、制限があって、消費者が券を手に入れてから購入する期間が半年くらいとして決まっておりますよね。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答え致します。

まず、最初に先ほどものご質問の答えですけれども、1億1,500万円と申し上げましたが、これは基本額が1億1,500万円でございます、これに町のプレミアム分が2,300万、それと県の追加分が460万ございますので、総額で申し上げますと1億4,260万になっております。訂正させていただきます。

それと、今ご質問の件ですけれども、議員おっしゃったとおり、期限というのはもう12月31日までということで、最大でも6カ月しかこの期限を定めることがこれまでの例でなっております、それを越えますとかなりこの商品券の管理というのが難しくなるようでございまして、そのようにしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

そこなんですよ。

あと、別に一回聞いておくのは販売対象者ですけど、町民を対象にするわけですか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

再質問にお答え致します。

基本的には町民の方にお買い求めいただきたいと思ひまして、まず最初の販売段階では町民の方を対象にしたいと思っております。

そうしまして、売れ行きを見まして、少し売れ行きが悪いとかそういった状況になりますと、その販売を広げていくとか、そういったことをその段階で検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

分かりました。

じゃあ、1回目販売、それから様子見てまた2回目販売というふうな、分けて販売するようになるわけですね。

（産業推進室長から「はい」との発言あり）

買った人が利用できるお店というのは商工会の方で決めるわけですか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

お答え致します。

利用できる商店というのは、商工会の会員のお店。そして、今回この商品券の発行に当たって募集をします。お店がございますので、そういった所を対象にするようになっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

そしたら今、あの大きなDIYのお店なんかが来てますけど、そういう所も使えるということになるわけですか、応募があれば。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

おっしゃるとおりでございます。

商工会の方で今、募集をかけておりますので、応募があればということでございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

先ほどの金額で言いますと、この前聞いた話ではプレミアム率は24パーセントということになるわけですね。実はですね、私この地域振興券につきましてはですね、私が前に商工会の会長であったときに私が発案したんです。それ、あんまり大きな金額はできんけどもということで、そのときの優秀な職員がおりましてですね、全部調べていただいて、発券する用意を全部したわけです。実際に発券したのは、私の次の会長から発券、発行できたわけですけどね。思い入れがあつて。

ただ、今回のこの金額聞いてびっくりしてですね。これは、さすが町長やと思うて、これはひょっとしたら毎年は無理かも分からんけど、3年に1回くらいはできるがやろかというふうな希望を持っておりましてけども、繰り返しはできないわけでしょうか。今回限りでしょうか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

再質問にお答え致します。

本年度のこのプレミアム商品券の発行につきましては、国のまち・ひと・しごと創生事業の交付金を活用しての事業でございますので、一定特別な年だと考えていただいた方がいいのかもしれない。

従いまして、この規模で例年行うということは困難であると思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

また新たな、まち・ひと・しごと補助金ができることを念願してるところでございます。

ただ、私はこれは、こんな金額というのはほんとにありがたいと思うわけですけども、地元の商店の人も大変勇気づけられる金額やと思うんです。

ただ、こういう地域振興券で町を活性化しようという一つの試みは継続することが最も大事なことだと思うんですよ。継続できることは。

それで、ある、別のよく知った議員さんなんかと話しておりましたら、その町も発行致しまして、こちらがプレミアム率10パーセントのときに20パーセントのプレミアムを付けて3,000万くらい発行しておったんですよ。それで3日で完売したというふうな話を聞いたことあったんです。

やっぱりデフレがずっと長く続いて、消費者マインドが冷えておったときに20パーセントのプレミアムが付けばですね、これはほんとにありがたいなと。ただ、それをね、周知することが大事やと思うんですよ、町民

の人が。それで、ああそれはええなど、ぜひ使いたいと思う人が一人でも多くなるようにですね、これから宣伝効果ということも一生懸命取り組んでいかないといけないと思うんですけども。

ただ、全戸に配られるくろしお、広報。あるいはマイク放送で端末まで聞こえる。こういうものを流していくという考えもあるかどうか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答え致します。

おっしゃるようにチラシの配布であったりとか、告知放送であったりとか、そういったメディアを使いまして周知するように考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

これからぜひ、この取り組みが発展していきますように、ぜひとも行政の方も力入れていただいでですね、町の振興により一層力を尽くしていただきたいと心よりお願い致します。

以上で終わります。

議長（矢野昭三君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、11 時 15 分まで休憩します。

休 憩 10 時 57 分

再 開 11 時 15 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）から、議案第 13 号、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

それでは、総合教育常任委員会で審議されました委員会報告を致します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告致します。

審査日時は 27 年の 6 月 11 日、開催時間が午前 9 時から 14 時 50 分まで、出席委員は、委員 6 名全員でございます。

事件の番号 9 号ですが、黒潮町税条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、可決でございます。採決の結果は多数でございます。

事件番号 12 号ですが、黒潮町老人の家設置条例を廃止する条例については、可決でございます。全会一致でございます。

議案第 13 号につきましては、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算について、歳入の全部と、歳出のうち 2 款、9 款、10 款、第 2 表地方債の補正という中身を審議致しまして、審査の結果、可決でございます。特記事項としては全会一致でございます。

その中で、少し私の方で説明させていただきますが。

まず、議案第 9 号の関係の税条例の一部を改正する条例では、中身については、これは上位法の地方税法の一部を改正する法律によるものでありまして。今回、10 月 1 日からマイナンバーの通知が来るのを前提にしまして、今回、そのマイナンバー法による個人ナンバー、法人ナンバー等をこの条例の中に入れる必要がありましたので、その条文の中に言葉を入れるというものでございます。

本来、今までは個人の氏名、それから生年月日、住所等でしたが、今回、このマイナンバー法に絡みまして、個人のナンバー12 けたと、法人のナンバー13 けたを活用するような状況になってきます。

そのほか、この税法の改正の中では、町のたばこ税に関する経過措置としまして税率の取り扱いがありますので、それを少し説明致します。

28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に、4 段階で縮減、廃止するものでございます。

町たばこ税の税率は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までにつきましては、1,000 本当たり 2,925 円。平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まででは、1,000 本につき 3,355 円。平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まででは、1,000 本につき 4,000 円となります。なお、平成 31 年 4 月 1 日からは、紙巻たばこ 1 級品と同額の、1,000 本につき 5,262 円となるというものでございます。

本案については、先ほど言いましたように多数可決ということになっております。

続きまして、議案第 12 号の老人の家の設置条例について、少し説明致します。

老人の家設置条例の廃止する条例につきましては、本件については、平成 26 年 3 月 31 日に建物をすべて解体しております。そのために、現況はもう既にさら地となっておりますので、条例の廃止をするものでございます。

この老人の家のもともとの設置はですね、母子センターということで昭和 46 年に開設されまして現在に至っておりますけれど、その間、歯科医の業務、高齢者賃貸住宅の貸付、老人の家、それから、EM 菌の培養施設として利用されてきたものでございます。

なお、高齢者の貸付住宅のことで少し意見もありまして、入居必要な場合にはどうするぞということでございましたが、こぶしの生活支援センターの方で入居が可能でございますので問題がないということでございます。

なお、この土地につきましては、地番が黒潮町佐賀の 724 番地、面積が 736 平米ということになっています。

続きまして、議案第 13 号の一般会計予算書の中身を、少しかいつまんで説明致します。

歳出の方から少し説明致します。歳出は 16 ページでございますが。

総務費の 2 款 1 項 1 目、賃金ですが、三角の 50 万円になっておりますが。これは、この三角の 50 万円総務費と、それから、17 ページの児童福祉費、賃金の 110 万 2,000 円の減額がございます。これを合わせて、労働費の 1 目の 160 万 2,000 円に予算の組み替えをするものでございます。

それから、総務費、元へ戻りまして 16 ページですが。2 款 1 項 6 目、企画費でございますが、これは 50 万円。報償費に 12 万、11 の需用費に 28 万、12 の役務費に 10 万を計上しているものですが、これは集落活動センターの米あめの作成をしているわけですけど。この米あめが無印良品さんの方から依頼を受けまして、将来的な販売の構想があるということでありまして。この、今現状で作っている米あめをそのまま出しては保存状態が分かりませんので、今回、町が 50 万を予算を計上して、その保存状態が可能であるかどうかの分析検査等を

するものでございます。

報償費につきましては、そのレシピ等の技術を持った方お一人を謝金で雇うもので、5回分の2万4,000ということで12万ということにしております。

それから、11の需用費は試作品の材料等の購入に充てるもので、コメとか、麦芽とか、まきとか、そういうような材料を買うものでありまして。一回当たり5万6,000ということで、5回分を計上して28万ということでございます。

それから、12の役務費は、今言ったように集落支援センターの成分検査の手数料で、これは県の工業技術センターの方へ依頼するようでございます。現在、そのガラス容器でやるのならば保存も、100度あたりで熱してやりますので問題はありませんが、プラスチックの中で7リットルというような容量をどの程度保存できるかということが今回のネックのようでございます。

続きまして消防費。ページが18ページ、消防費でございますが、9款1項3目でございますが、これは節の部分は説明がありませんけれど財源の組み替えということで。当初は、伊田の少年消防クラブ活動費として倉庫の予算があったようですが、今回、予算の組み替えで50万を歳入に。ごめんなさい、歳入の方で自治総合センター交付金というのがありますので、それと組み替えて一般財源を三角の50万円ということにしております。

それから、次に4目防災費、19ページでございますが、これ、全体的に金額も張っておりますけれど。

まず賃金からですが、賃金に203万1,000円。これは避難道の用地交渉の用務に当たる雇用賃金で、11カ月分を見込んでおります。

それから13の委託料につきましては、木造住宅耐震診断委託費が339万5,000円、それから避難タワー建設工事の管理委託が200万円ということになっております。

それから、14の使用料及び賃借料が10万円。これは、災害等の避難を要するような状況が拳ノ川地区であった場合に、既に佐賀の温泉こぶしの里と協定を結んでおりまして。その避難勧告をした場合に、そのこぶしの里を利用させていただくということでございます。で、48時間当たりの単価を2万円としまして5回分計上しているものです。

次に、15節工事請負費ですが、避難タワー建設工事費に6億2,000万円計上しております。これは26年度の繰越事業でも挙げておりましたけれど、今回、繰り替え返を致しまして、27年度に再度6億2,000万で計上したものでございます。これの計上によりまして、27年度ということによりまして、その理由は、用地交渉が長くなったという理由が1点。それから、27年度にしたことによりまして、もし今後、何かあった場合でも明許繰越が可能になるということで、新たに27年度にこのように計上したものでございます。

次は、19節の負担金補助及び交付金でございますが。中身は、木造住宅耐震改修工事費の補助金が2,825万円、ブロック塀対策費補助金が7万5,000円を計上しております。

このブロック塀の関係は、5,000円の消費税分が制度改正でありましたので、15件分で7万5,000円ということでございます。

木造住宅耐震改修工事の関係の2,825万円の内訳は、当初計上しておりました90万の20件分を、92万5,000円という金額に直まして20件ということで、その差額が50万円。それから、今回30件分を追加で補正しますので、92万5,000円の30件分で2,775万円。合わせて2,825万円ということになっております。

工事請負費の建設工事のこの金額のうちで、前年度の繰り越しの時点よりも1億2,000万ほど高くなっておりますが、これは主に、そのボーリングの地下の基礎工事代に、40メートルから30メートルというような深さまで掘り込む必要がありますのでその分と、それからこのタワーにスロープをつけるということで、多額の金額になっておるようです。

それから、このタワーは3階建てで、縦、横、フラット面が、13メートル掛ける34メートルでございます。高さの方が、3階のフロアの方が22メートルで、屋上が25メートルということになっているようです。屋根部分が25メートルです。佐賀の浸水域が18メートルですが、それよりも4メートル多く22メートルのフロアということで、安心できるようになっているようでございます。

次に、10款教育費でございますが。

教育費の10款1項2目、事務局費の中に財源内訳の国庫支出金100万円いうのがありまして、一般財源の方が100万円減額になっての組み替えの予算でございますが。これは歳入の方でもまた申しますが、国の防災教育のプログラムに対する補助金が入りますので、その関係の組み替えでございます。

10款3項の2目でございますが、賃金で、臨時職員雇用賃金、学習支援事業ということで217万9,000計上しております。これは、今まで各小学校には各1名、この学習支援の臨時雇用をしておりますが、今回、佐中と大中に各1名設置するためにこの予算を計上しております。

大体、その臨時職員の時間帯でございますが、一週間に29時間、一日に6時間をめどにして、41週分を計上しているということでございます。

元に戻りまして歳入でございますが、13ページをお開きください。

14款国庫支出金、6目の消防費国庫補助金でございます。これは住宅建築物安全ストック形成事業費補助金ということで、木造住宅耐震改修等の補助金を計上しております。1,562万5,000円でございます。

内訳は、ややこしくなりますので言いません。

それから、同じく国庫支出金の国庫委託金、教育費国庫委託金。6目でございますが、教育総務費委託金100万円計上しております。これは当初予算で教育委員会の方で既に歳出予算が組まれておりましたが、国の方の、ここに書かれてあるように、首長部局等の協働による新たな学校モデル構築事業費委託金というものを頂けるようになっております。これは、片田先生中心に各学校の防災教育プログラムを作りまして、こうこうこういうふうにやっていくということが国の方で本年の2月に認められたために100万円が入るような手はずになりましたので、これを計上しているものでございます。

次に、15款の県支出金、2項の県補助金のうち、民生費県補助金でございますが。

1節の社会福祉費補助金、これは減額で751万7,000円ということでございますが。内訳は、要配慮者避難支援対策事業費補助金248万3,000円。それから、あったかふれあいセンター事業費交付金、三角の1,000万円ということになっております。

三角の1,000万円につきましては、制度改正でこの項目での歳入がなくなりますので、すべてを別の21款の方の町債へ振り替えるものでございます。

要配慮者避難支援の方は、2分の1の補助でございます。

次に、農林水産業費県補助金、5目でございますが。これは森林病虫害等防除事業費補助金で、256万8,000円を減額するものでございます。これは、別の20款の歳出の方に振り替えるためのものでございます。

8目消防費県補助金でございますが、住宅耐震化促進事業費補助金を783万1,000円計上しておりますが。これは耐震改修の関係で、当初の金額と制度改正で変わった分、それから耐震診断、ブロック塀というようなことで、合わせた事業費をそれぞれ補助金を計上して、合計783万1,000円になっております。

次に、14ページでございますが。

18款繰入金のうち、1目財政調整基金繰入金。これは、全体の歳入歳出の予算の調整のために1,308万1,000円を調整しております。

次に、13目の南海トラフ地震対策推進基金繰入金。これは、南海トラフ地震対策推進基金繰入金で39万5,000

円を計上しております。消防の一般財源分を、基金を取り崩して充当するという事です。

20 款諸収入のうち、2 目の雑入、6 節の農林水産業費雑入でございますが、306 万 8,000 円計上しております。内訳が、森林病害虫等防除事業費補助金が 256 万 8,000 円、それから一般財団法人日本緑化センターからの収入が 50 万、これを計上しております。

もう一点、9 節の消防費雑入 50 万。自治総合振興センター交付金。これは、俗に言います宝くじの関係のコミュニティ助成事業費でございますして 50 万ということになっております。

21 款町債でございますが、民生債の社会福祉債にあります 1,000 万円、あつたかふれあいセンター事業費として入るものがございます。これは起債を借りまして、あつたかふれあい交付金を 1,000 万減らし、この起債 1,000 万を計上ということでございます。

4 目農林水産業債の 2 節の林業債は、林業振興事業ということで 540 万起債を充てております。

それから、7 目の消防債、1 節の防災対策事業債で 6 億 2,200 万。これは、先ほどの避難タワーの建設事業の関係で起債を充てまして実施する予定でございます。

それから、8 目の教育債、5 節教育振興債でございますが、特色ある教育の推進事業ということで 200 万。これは、過疎のソフトの起債を借りるようしておるようです。

もう一点、地方債の補正でございますが、第 9 表でございますが。これは当初に執行部の方からも説明のありましたとおりで、補正後の金額が 32 億 5,410 万円ということになっております。

以上で、説明終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小松君。

13 番（小松孝年君）

議案第 12 号の所ですが、今の委員長報告の中で、解体が平成 26 年の 3 月 31 日に行つたと言われましたけれども。

ちょっと自分の聞き間違いかもしれませんが、執行部の説明では平成 27 年の解体と言つたんじゃないかと思っておりますが、その点と。

それから、ここの土地ですが、これは町所有のものか。それから、今解体しておりますので、解体した後のその跡地をどういうふうな形にするか。どういうふうな利用をするか。そういう計画があるかどうかというところの議論はありませんでしたか。

議長（矢野昭三君）

委員長。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

今のご質問ですが、私、もしかしたらその 27 年 3 月末いうのを勘違いして言つたものと思いますので。なお、後で確認しておきます。

それから、解体後のさら地の利用の件につきましては、特段、当委員会では質問は出されておりました。

議長（矢野昭三君）

ほかに質疑はありませんか。

(議場から「土地の所有者」との発言あり)

総務教育常任委員長 (山崎正男君)

土地の所有者は、町有地でございます。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 45分

再 開 13時 30分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告を続けます。

産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

産業建設厚生常任委員長 (池内弘道君)

それでは、産業建設厚生常任委員会による審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は、事件番号8号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算と、議案第10号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、および議案第11号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な審査の支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてと、議案第13号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算について、歳出のうち、3款、5款、6款、7款です。

審査日時は、平成27年6月11日午前9時から午前11時20分の間。出席委員は、委員全員でございます。

審査の内容につきまして報告します。

本会議で提案趣旨の説明を受けているものにつきましては省略または重複することもございますが、報告させていただきます。

まず、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算)は、26年度の決算見込みによる不足額を2億1840万円の繰上充用を行うことの専決処分でございます。

これにつきまして議員の方からは、昨年、国保保険税を上げたのにまだ赤字なのか。その理由は何かという意見が出ました。単年度で7,560万円の赤字を出しております。

この件につきまして担当課長より、医療費が増大している。その要因は、80万円以上のレセプト、高額医療費になりますが、25年度に対して26年度は件数で1.5倍、金額にして1億円余り増えているということです。年齢層についての質問がありました。

年齢層につきましては把握していないが、前期高齢者の割合が多いと思われるということの答弁でございました。

そしてその医療費の内容でございますが、提案趣旨説明のときにもありましたが、一番多い順から、慢性腎不全、透析を含む。2番目が糖尿病、3番目が高血圧症、4番目が大腿骨疾患、骨折ということです。入院する

と長期間にわたるので、医療費がかさむということでございました。この内容として、生活習慣病ばかりでございますので、予防保険事業の方が重要になってくるというような説明を受けました。

また、委員より、収入のある県の2次交付金の1,000万の収入について説明を課長の方に求めましたら、このことにつきましては、とくとくという交付金ということでございます。内容としては、健康増進教育とか、そういうことの向上によって算定されると思われるが、不定期な収入であるため毎年の予算化はできないと。それよりかは受診率の方を上げ、2年連続で受診率が増加すると基準額の4分の1が加算されるということです。昨年より、昨년이37パーセント、今回が41パーセントの受診率だそうですので、1年間は向上していると。27年度も、受診率が上がれば4分の1の加算される予定であるということですので、委員からは、職員挙げて住民の協力を得て健診率アップなどに努めてほしいという意見が出ました。

この議案第8号につきましては討論はなく、全会一致で承認されました。

次に、議案第10号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてと関連しますので、議案第11号も同じように審査致しました。

議案第11号につきましては、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について審議致しました。

これは、厚生労働省が定める介護サービス等の基準については、その運用について3年に一度の見直し、改正が行われており、27年度もこの改正が行われるため、関係省令の改正に合わせた条例改正となっているものでございます。

この議案についても本議会で説明がありましたが、内容としては、名称の変更。複合型サービスと呼ばれていたものが看護多機能型居宅介護というように、名称の変更。それと、適用条項の修正や改正がされたということでございます。

この議案につきましては条項の羅列が主でありましたので、議員のお手元にまとめた資料を配布しておりますので、それを参考にさせていただきたいと思っております。

この中で、質疑等がありました事件にだけ報告させていただきます。

議案書のページ、20ページの第2条の件につきまして、経過措置について討論がありましたので、その件について条例の方を説明させていただきます。

この条例につきましては、介護保険法の改正により要支援1、2と認定された方への介護保険サービスが、これまでの介護給付によるサービスの提供から地域支援事業に、平成30年4月までに完全移行しなくてはならないことが決まっているため、この条例の基準が介護予防訪問介護。これはヘルパー派遣でございます。と、介護予防通所介護。これはデイサービスでございますが、この部分が削除されております。それに伴って、この条例についても関連している部分を削除する改正案となっておりますが、先ほど言いました20ページの一番下の行に、なお、改正前の条例第8条第2項、並びに第153条第13項については、なお、その効力を有することとして経過措置を設けているということでもあります。これまでの、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準のうち、これが経過措置としてまだ効力を発揮しているという説明を受けました。

そして、この件につきまして質疑はありませんでしたが、討論の方で、議案第10号と議案第11号につきましては、先ほども言いましたように内容の変更ですので、同じ質疑をしております。

討論の中で、議案第10号、議案第11号については、共に介護保険料を払っているもので、要支援1、2の人も介護予防サービスの中で対応してもらいたい。もし外されても、地域やボランティアの支援では全国的には地方の経済力によって差ができるし、ボランティアに任すのはおかしいという反対討論がありました。

また、賛成討論はなく、この議案第10号および議案第11号とともに、採決の結果、賛成多数で両議案とも可決されました。

次に、議案第13号につきまして説明致します。議案第13号、黒潮町一般会計補正予算について。議案書の方ですと16から17ページになります。

3款1項1目、社会福祉総務費についてでございますが、この3款につきましては、県が新設しました要配慮者避難支援対策事業費補助金を活用致しまして、避難行動要支援者名簿という名簿の個別計画の確認や台帳整理、更新等を行うとともに、個別計画を活用した避難訓練を実施するための地域や関係者などと協議を行うこととして、平成26年7月から3月31日までの9カ月分の臨時職員の賃金を計上するということですが。

関連して、3款1項1目の8節報奨費と、その次の旅費、その下の需用費もこれに関係して、この要配慮者避難支援対策事業費補助金を活用しての事業となります。

そして、13節委託料につきましても、今まで言いました要配慮者避難支援対策事業費補助金を使いまして社会福祉協議会の方へ委託をし、これの策定の業務を委託するものであります。

委託の内容としては、7月から9カ月分の臨時職員雇用に伴う賃金、燃料代などの需用費、研修費、車のリース料などを見込んでいるということでございます。

この件につきましては委員から、要配慮者の定義とはという質問がございました。この場合の要配慮者の定義とは、避難に対して配慮が必要な人。高齢者とか体の不自由な人ということでございます。

そして、この避難行動要支援者名簿につきましては、名簿搭載者258名のうち、ただ今、同意取得者229名の同意を受けているということです。この名簿の搭載者につきましては、名簿の登録は要介護3以上の方や、身体障がい者手帳をお持ちの1、2級を持っている方が基準となるということでございます。

また、13節委託料の要援護者システム改修等の件につきましては、委員から、どこの会社に委託するのだという意見が出ましたが、これは五星という会社にシステムの改修の依頼をするようでございます。

また、この財源の内訳はという質問も出ました。補助対象額496万6,000円の2分の1が県の補助金を充てているという事業でございます。

そして、もう一点。このデータ、避難行動要支援者名簿についての記載されたデータについてはどのような取り扱いをするかという質問がありまして、このデータは避難に対しての準備として、緊急時の連絡先や投薬の状況、避難時に支援してくれる人や避難後支援してくれる人などが記載されているということでございます。また、この情報につきましては、消防や地域との情報の共有を取るということでございます。名簿に登録してもらいますと、この意思表示も開示しても構わないという意思表示にもつながるということですので、このデータについては指定している所に開示するということになります。

次に、17ページ、3款3項3目の児童福祉設備費の方に移りたいと思います。これは、先ほど総務教育常任委員長の委員長報告がございましたが、に関連します。

これも保育園が町のバスを利用する際の運転手の賃金を一元化するため、2款1項1目の7節賃金と併せ、18ページの5款労働費、1項1目地域雇用推進事業の7節の賃金と組み替えたものになります。

続いて、18節備品購入費でございますが、これも本会議の方で説明がありました、くじら保育所の方に食洗器を購入するものと。13年経過しているということでございます。

続いて、6款2項2目の林業振興費の13節委託料につきましては、これも本会議の方で説明がありましたが、台風や豪雨被害のうち、災害にかからない小規模な落石、倒木などの林道の維持補修を幡東森林組合に委託するもので、林道台帳に載っている15路線が対象になるということです。

委員からは、概算設計はできているかとの質問がありましたが、担当課長から、県の積算基準により除草作

業のメーター価格で出しているという答弁がありました。

続きまして、7款1項1目の商工総務費、7節賃金につきましては、これも本会議で説明がありました、産休、育休に伴う、6カ月分の1人分の臨時職員の雇用賃金であります。

また、3目観光費の13節委託料は、一般財団法人日本緑化センターに松の苗の要望をしていましたが、決定通知が来たので予算化をしたということで、松の苗500本の植栽を入野松原保存会に委託するものであります。

委員からは、場所はどのあたりかという質問が出まして、場所は宮川公園を下りた所、海に向かって左側の辺りを予定しておるということで。子ども会や地域の人に声を掛け、一緒に植樹をしたいということです。

この議案第13号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についても、討論はなく、全会一致で可決を致しました。

以上、会議規則第76条の規定により報告致します。

議長（矢野昭三君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第8号の討論を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

私は、この条例の改正については疑問がありますので反対致します。

その理由と致しましては、これは個人番号制度が導入されてきます。ほんで、納税だけという限定になっておりますけど、いずれこれはそこにはとどまらず、国としては預金、医療機関の経歴等までになっていくと思えます。そういう情報が一括して集まったときに、今現在問題になっております年金機構の流出問題、120何万件という大きなものが出ております。それもまだきちっと検証されてないことも一つの原因であります。

まあ、私個人的なことになりますけど、国の方から、頭の方から足の先までの管理をされることには納得がいかないことと。

もう一つ、この法案の中には入っております。だいぶ前になりますけど、発泡酒の方が売れたことで国の方

が、これを一般のビールとおんなじようにして税率を変えていってやっております。今回この中にあるのが、地方で一番問題になりますけど、たばこのあれが含まれております。この所に、3級品という言葉、巻きたばこの3級品。2級はなくて、1級と3級かしらんないみたいです。たばこのあれには、その3級品の方ですが、国産6銘柄ということで、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット。このゴールデンバットは、こんまい両切りの分だと思えます。バイオレット、うるまなどというように銘柄があるそうでございますが。委員長報告にもありましたように、これが4年ぐらいをかけて徐々に上げていく。まあ、1,000本が2,925円、28年4月1日から。それが最終には、31年4月1日からは1級品並みの5,262円と上がってくるということになっております。

いろいろなあれがありますけど、たばこについては全面禁止にするべきとかいろいろな声がありますけど、個人のささやかな楽しみのために値段が上がるということがどんなに影響するかと考えたときに、私はこの条例にはどうしても反対の意見。黒潮町の納税条例の一部を改正する条例については反対を致します。

以上、反対討論です。

議長（矢野昭三君）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ございませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ございませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

議案10号、11号、関連してしますので、両方まとめて反対討論ということにしてください。

今、産業建設厚生常任委員長の方からも少し報告がありましたけども、この条例の中にですね、2014年に介護保険制度が改定されたんですけど、そのときに、要支援1、2の人が介護給付から外すということで。

その要支援1、2の人は人はですね、委員長報告にもありましたが、訪問とか通所介護が市町村の裁量に任せられる。今までは介護保険制度の中でサービスが行われてましたので全国一律の基準だったんですが、市町村の裁量になりますと、そういう基準もなくなりますし、ボランティアとか民間団体に委ねられていく。そういう条例になって、サービスの低下とか地域間格差が懸念されるということは最初からいわれておりました。

介護認定者は、軽度の人ね、要支援1、2の軽度者こそ手厚くサービスをして、それがどんどん介護が重たくならないようにしていくのが、私は筋だと思います。

そして、皆さん介護保険を、保険料払ってますから、やはり一律に私はされていくべきだと思います。

そういう、国の方が改定になりましたから、それを市町村で条例化するという内容がこの条例に盛り込まれてますので、まとめて10号、11号に反対を致します。

議長（矢野昭三君）

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論ありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 10 号の討論を終わります。

次に、議案第 11 号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町老人の家設置条例を廃止する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 12 号の討論を終わります。

次に、議案第 13 号、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 13 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

挙手全員です。

従って、議案第8号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第9号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

挙手多数です。

従って、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、黒潮町老人の家設置条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 14時 00分

再 開 14時 45分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、議案第14号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第16号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてまでが提出されました。

お諮りします。

この際、議案第14号から議案第16号までを日程に追加し、追加議事日程第1号、日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議案第14号から議案第16号までを日程に追加し、追加議事日程第1号、日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議事日程第1号、日程第1、議案第14号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第16号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、追加提案させていただきます、議案第14号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第16号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてまでの、3議案について説明させていただきます。

昨年4月から、拳ノ川診療所の常勤医師が不在という状況が続いておりまして、医師確保を黒潮町の最重要課題と位置付けて取り組んできたところでございます。この間、地域の皆さまには大変ご心配をお掛けしてまいりました。

これまで、国保連合会、県の医師確保課、ならびに全国組織であります医療再生機構、全国自治体病院協議会、そして、町内のみならず近隣の医療機関も含めまして各方面に接触、交渉をしてきたところでございます。その結果、現在、お一人の医師の方と交渉を進めておりまして、今回追加提案させていただきます3議案はいずれも、その医師の受け入れ環境の整備に関連する議案となっております。

それではまず、議案第14号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、黒潮町の職員はすべて60歳で定年となるとしておりますが、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の定年につきまして、医師確保の観点から70歳とするものでございます。

次に、議案第15号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、拳ノ川診療所に勤務する医師の給与につきまして、給料月額改正、調整額および地域手当を加えることとして、引き上げ改正を行うものでございます。

この要因と致しましては、勤務日数につきまして週4日から5日と拡大したことと、これまでの関係各機関

ならびに近隣の先生方より、へき地とされる地域での医師確保の難しさを考慮すれば給与の引き上げも必要である、とのアドバイスやご指導もいただいていたところでございます。また、へき地とされる市町村の実態も参考と致しまして引き上げを行うものでございます。

次に、議案第16号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ8,092万9,000円とするものでございます。

内容は、超音波画像診断装置、通称エコーの購入経費でございます。この超音波画像診断装置は、へき地診療を行う上で、より鮮明な画像で、より正確な診断を行うために必要な医療機器として設置をするものでございます。

この歳出に対する歳入は、起債を借入充当致しました。また、年度途中でございますので、今後、リース契約等の活用も含め年度間調整を行うことなどにより、国、県の補助金を確保するための協議を行っていくことと致しております。

以上で提案説明を終わりますが、担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

私からは、議案第14号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、および、議案第15号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例、そして、議案第16号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第14号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。追加の議案書の2ページをお開きください。

黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正するものでございます。常勤医師が不在となっておりました拳ノ川診療所につきましては、現在、問い合わせがございました1人の医師との勤務についての交渉を進めてきているところでございます。しかしながら、この勤務に当たっては一定の条件整備が必要だということがございまして、常勤医師として赴任していただけるという内諾はいただいたところではございますけれども、幾つか条件整備が必要だと。こういった条件面での調整が必要だということになっております。

今回の提案につきましては、へき地診療所における医師確保という観点から、直営診療所に勤務する医師の定年年齢を70歳とする条文を追加するものでございます。

それでは、追加の参考資料で説明をさせていただきたいと思っております。参考資料の1ページをお開きください。

黒潮町職員の定年等に関する条例の第3条に、ただし書きとして、ただし、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の定年は年齢70年とする、を加えるものでございます。

続きまして、議案第15号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書の4ページをお開きください。

黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。先ほど、議案第14号の補足説明でも申し上げましたけれども、医師確保のために給与等の条件面での調整が必要となっております。現在、その交渉をしています医師の現給保障に対応できるようにするために、拳ノ川診療所に勤務する医師の給与につきまして、給料月額改正と調整額および地域手当を加えることで引き上げを

行うものでございます。

この引き上げの要因につきましては、町長が提案説明で申し述べましたので省略させていただきます。

それでは参考資料で説明をさせていただきます。2ページをお開きください。

条例の3条中の、困難もしくはを、困難またはに。医療職給料表（別表第1）を、別表第1に改め、3条の次に、給料の調整額として第3条の2を加えるものでございます。

また、7条中の、給料及び扶養手当を、給料、扶養手当、調整額および地域手当に改め、7条第2項中の、勤勉手当の基礎額はの次に、給料、調整額、および地域手当の月額にを加えるものでございます。

さらに、8条第2項中の、別表第2を別表第3に改め、8条の次に、地域手当として第8条の2を加えるものでございます。

そして、条例の第3条関係の別表第1、医療職給料表を議案のとおり改正するとともに、別表第2、給料の調整額を追加するものでございます。

次に、議案第16号、平成27年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてご説明致します。議案書は9ページになります。また、ピンク色の表紙の予算書の1ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出予算につきまして、それぞれ450万円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,092万9,000円とするものでございます。

拳ノ川診療所につきましては、常勤医師の不在という状態が続いておりますけれども、医師確保という観点から医療機器の整備が必要となりまして、この医療機器を購入するための増額でございます。

詳細につきまして、歳出の事項別明細書からご説明をさせていただきます。9ページをお開きください。

歳出の2款1項1目、医療用機材費の備品購入費を450万円増額し、歳出予算の総額を8,092万9,000円とするものでございますが、これは超音波画像診断装置、通称エコーを整備するものでございます。この超音波画像診断装置は、これまでよりもより鮮明な画像で、より正確な診断を行うために必要な医療機器として整備をするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。8ページをご覧ください。

歳入の8款1項1目の町債につきまして450万円増額し、歳入予算の総額を8,092万9,000円としたものでございます。

歳出の追加に対応するもので、事業名を説明欄に記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。

続きまして、第2表地方債についてご説明させていただきます。5ページにお戻りください。

医療機器整備のために450万円増額するものです。この限度額、起債の方法、利率等につきましても、記載をしておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上で、補正予算1号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第14号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する

条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 15 号の質疑を終わります。

次に、議案第 16 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 16 号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 14 号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 14 号の討論を終わります。

次に、議案第 15 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 15 号の討論を終わります。

次に、議案第 16 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 16 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承ください。

初めに、議案第 14 号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議員提出議案第 1 号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてから、議員提出議案第 3 号、黒潮町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてまでを一括議題とします。

これから、提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 1 号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提出者、森治史君。

10 番（森 治史君）

それでは、議員提出議案第 1 号の趣旨説明を行います。皆さんのお手元に資料があると思いますので、詳しいことはお手元の資料でご確認をお願い致します。

少し読まさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護など、社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が広大する中で、人口減少等策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員はじめ人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、平成 32 年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められています。本来必要な公共サービスを提供するために、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このために、平成 28 年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。

このために政府に以下の事項の実現を求めますということで、1 から 6 番までの要望を書いております。ここを読むと長くなりますので、この方はお手元の資料でご確認をお願い致します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出致します。

平成 27 年 6 月 17 日、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣であります。

以上で説明を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、議員提出議案第 1 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 1 号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、森治史君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 2 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について、および議員提出議案第 3 号、黒潮町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての提案趣旨説明を求めます。

提出者、小永正裕君。

7 番（小永正裕君）

議員提出議案第 2 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について、および、議員提出議案第 3 号、黒潮町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての提案趣旨説明を行います。

初めに、議員提出議案第 2 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案趣旨説明を行います。

この改正は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の手続きを簡素化するため、あらかじめ日程を定めて欠席届を提出できるようにするための改正です。

次に、議員提出議案第 3 号、黒潮町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての提案趣旨説明を行います。

この改正は、議会の傍聴席に持ち込むことは禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについては持ち込むことができるようにするための改正です。

このことにより、傍聴に来られる方が少しでも安心して来ていただけるものと考えております。

以上で提案趣旨説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで、議員提出議案第 2 号、および第 3 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議員提出議案第 2 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第 3 号、黒潮町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、小永正裕君に対する質疑を終わります。

これで、提案趣旨説明および質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議員提出議案第 1 号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 1 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 2 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 2 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 3 号、黒潮町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 3 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第 1 号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 2 号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号、黒潮町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成27年6月第2回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、提案させていただきましたすべての議案につき、ご可決をいただきありがとうございます。

今議会を通じまして賜りましたご意見を参考に、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (矢野昭三君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成27年6月第2回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 14分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 矢野昭三

署名議員 藤本岩義

署名議員 山崎正男